

○これまでの対応状況

- 関東及び東北地方環境事務所に**災害対策本部を設置**(9月10日及び11日)
- 災害廃棄物処理補助制度の円滑な活用について事務連絡を発出(9月10日)
- 政府調査団に担当官を派遣し、被害状況を調査(9月11日)
- 災害廃棄物の害虫・悪臭対策について事務連絡を発出(9月11日)
- 環境本省・地方環境事務所職員とともに、災害廃棄物処理支援ネットワーク(**D.Waste-Net**)の活用により**有識者、技術専門家等を派遣**。茨城県、栃木県及び宮城県の被災市町に対して、補助制度や分別方法、仮置場の悪臭・火災対策等に関する**説明会や現地調査を実施**(9月14日～18日、20日、22日、30日、10月9日、14日)。
- 常総市に設置された茨城県現地災害対策本部に関東地方環境事務所職員と技術専門家を**常駐者として派遣**(9月18日～)。環境省、茨城県、常総市による定例会合を開催。常総市による**「災害廃棄物処理実行計画」の策定を支援**。

○今後の対応

- 地方環境事務所と県で連携し、被災市町村を引き続きバックアップ。
- 災害廃棄物の処理等について、災害等廃棄物処理事業費**補助金による被災市町村への財政支援措置を実施予定**。
- 引き続き、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理のため、**技術的・制度的な支援を実施**。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の活用

平成27年法律
第58号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 - 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 - 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 - **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての**指針を定める**こととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

【茨城県常総市、栃木県小山市】

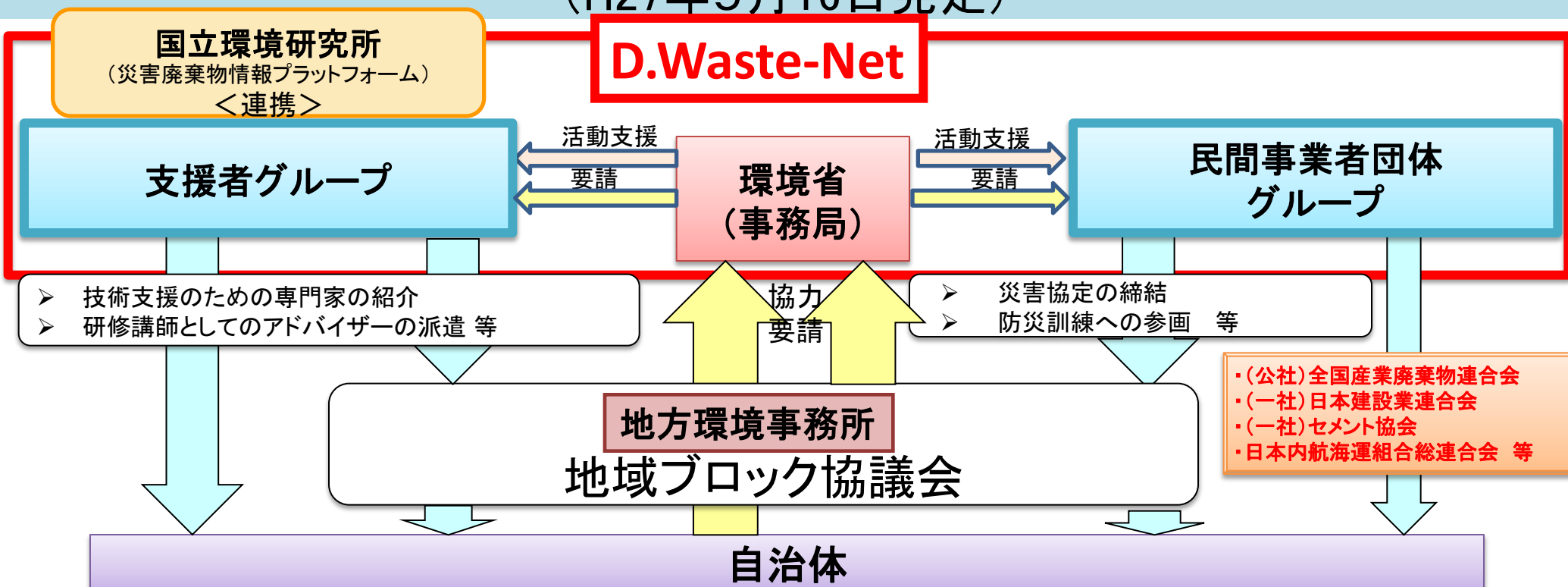
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) を活用し、専門家を派遣 (第4条の2)

【茨城県常総市】

- 仮設の選別施設の設置を検討 (第9条の3の3の特例)
- 産業廃棄物処理施設において事後届けで処理を開始 (第15条の2の5の特例)

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)について

(H27年9月16日発足)



【活動実績】

- 9月14日の現地調査(国立環境研究所、日本環境衛生センター、廃棄物・3R研究財団が参加)以降、これまで計10回、茨城県常総市や栃木県小山市の災害廃棄物の仮置場の調査や助言を実施。
9月22日に酒井委員長が茨城県常総市の被災状況等の現地調査。
- 9月18日から日本環境衛生センターが茨城県現地災害対策本部に常駐(現在も継続中)。常総市において災害廃棄物処理実行計画の策定や災害廃棄物発生量の推計、処理困難物の具体的な処理方法を支援。
- 9月28日から全国都市清掃会議の調整により、横浜市と名古屋市のチーム(計14台の車両と計69名の技術職員)が常総市の災害廃棄物の収集・運搬を支援(10月10日まで実施)。



茨城県常総市における被災家屋棟数の推計

1. 災害廃棄物発生量の推計に必要な情報

○ 全壊棟数、半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数

※処理の進捗に伴い災害廃棄物の比重等を実績値に置き換え、精度を上げていく。

2. 被災棟数の空撮による推計

○ 2015年9月11日撮影の衛星画像(光学衛星「SPOT」)により浸水域を設定。浸水域の境界の標高を国土地理院の基盤地図情報の数値標高モデル(5mメッシュ)から取得。さらに浸水域境界から不整三角形網(TIN)を生成。TINと浸水域の地盤標高の差分として推定浸水深を算出。

○ 浸水域内の建物棟数を浸水建物数として基盤地図情報の建築物外周線を用いて計上し、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水棟数を試算。

表 常総市を例とした被害棟数の推計結果

	9/14 茨城県 公表	10/4 茨城県 公表※1	9/20環境省空撮推計結果	
			ケース 1 ※2	ケース 2 ※3
全壊	－	50	27	27
大規模半壊	－	914	5,827※4	2,711※5
半壊	－	2,773		
床上浸水	約4,400	0	1,881※4	4,997※5
床下浸水	約6,600	2,264	6,713	6,713

※1:個別住宅のみ、集合住宅は含まない(10/4茨城県災害対策本部発表)。(単位:棟)

※2:ケース1とは、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月、内閣府防災担当)に基づいて半壊棟数を設定した場合。

※3:ケース2とは、現地調査結果を踏まえて、半壊棟数を少なく見積もった場合。

※4:家屋浸水深1m以上を半壊と仮定、同50cm～1mを床上浸水と仮定。

※5:家屋浸水深2m以上を半壊と仮定、同50cm～2mを床上浸水と仮定。

3. 写真判読の具体例



国土地理院地図(オルソ画像)



Spot6/7(分解能1.5m)
2015.09.11撮影



Spot6/7(分解能1.5m)
2015.09.12撮影